

天理市公告第 32 号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、令和 3 年 5 月 30 日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和 3 年 5 月 30 日の翌日から起算して 15 日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

令和 3 年 4 月 30 日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 令和 3 年 4 月 30 日(公告年月日)

至 令和 3 年 5 月 30 日(公告年月日の翌日から起算して 30 日目)

2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町 605 番地